

令和4年度高知市行財政運営方針

令和4年4月
総務部
財務部

1 基本方針

(1) 令和4年度予算編成

- 令和4年度は、「コロナに打ち克ち絆をつなぐ共生と安心のまちづくり」をテーマに、喫緊の課題である「新型コロナウイルス対策」のほか、「高知市型共生社会の実現」、「南海トラフ地震対策」を3本柱とする予算を編成した。
- 各部局の概算要求段階における財源不足額は61.2億円に達していたことから、厳格な優先順位付けの下、新たにサンセット方式を導入するなど事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、国の補正予算等の有利な財源の活用に努めたものの、最終的に残った財源不足に対し、財政調整基金と減債基金とを合わせて36億円（前年度：32.2億円）取り崩し、何とか収支の均衡を図った。

予算規模比較 (単位:百万円)					一般会計性質別歳出比較 (単位:百万円)				
	3年度 a	4年度 b	増減 b-a	伸率		3年度 a	4年度 b	増減 b-a	伸率
一般会計	146,100	151,000	4,900	3.35%	人件費	24,658	25,183	525	2.13%
特別会計	101,081	106,181	5,100	5.05%	扶助費	51,610	51,319	-291	-0.56%
小計	247,181	257,181	10,000	4.05%	公債費	17,236	16,728	-508	-2.95%
水道・公共下水道 事業会計	32,740	35,765	3,025	9.24%	その他消費	41,153	42,713	1,560	3.79%
総計	279,921	292,946	13,025	4.65%	消費計	134,657	135,943	1,286	0.96%
重複額	15,170	15,158	-12	-0.08%	投資的経費	11,443	15,057	3,614	31.58%
純計	264,751	277,788	13,037	4.92%	総計	146,100	151,000	4,900	3.35%

(2) 令和4年度予算と財政状況

- 当初予算においては、総合計画後期基本計画第1次実施計画に登載した施策を推進するための予算は確保したものの、補正予算等も含めた年間の収支見通しでは29億円程度の財源不足が見込まれている。
- また、決算対策として使用できる財政調整基金と減債基金とを合わせた令和4年度末の残高は、予算ベースで約2億円とほぼ枯渇し、令和4年度においても厳しい財政運営が続くものと想定される。
- このような中、市税、地方交付税などの一般財源や第1次実施計画ベースでの投資的経費などを踏まえ、財政収支見通しを試算した結果、令和4年度までの5年間では、「高知市財政健全化プラン」の117億円の収支不足からすると95億円改善されたものの、依然として22億円程度の財源不足が見込まれている。
- 加えて、ロシアのウクライナ侵攻による緊迫した国際情勢等により、電気料金やガソリン代をはじめとする公的支出の増加や、資源・原材料価格等のコスト上昇に伴う企業収益や税収面への影響が懸念されるなど、不透明な財政環境が続くものと想定される。
- このため、今後の厳しい財政収支見通しを踏まえ、「高知市財政健全化プラン」に基づく歳入確保策の徹底やデジタル化の推進、投資事業の平準化・先送りによる公債費負担の低減などに着実に取り組むとともに、財政調整基金等の取り崩しを抑制する必要があることから、歳出予算のうち、契約完了などにより令和4年度の事業目標を達成したものの、イベント行事の終了・中止等により発生した不用額等の執行留保を含め、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から常に見直しを行い、計画的・効率的かつ適正な予算執行を徹底することが必要となる。
- さらに、新型コロナウイルス感染症や景気動向等を踏まえた国の経済対策なども想定されるため、

状況に即応しながら、補正予算編成等を含む的確な対応を図ることとする。

(3) 令和4年度行財政運営の基本方針

- ① 「新型コロナウイルス対策」、「高知市型共生社会の実現」、「南海トラフ地震対策」を3本柱に掲げ、「高知市総合計画後期基本計画第1次実施計画」に登載された事業を着実に推進していくこととする。これらの事業の推進に際しては、総合計画において設定した成果指標の達成に向けて、PDCAサイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図っていくこととする。

- ② 新型コロナウイルスワクチン接種については、ワクチン供給量をしっかりと確保しながら、関係機関との連携の下、5歳から11歳までの子どもを含む希望するすべての方々が、早期に接種できるよう精力的に推進する。

また、中小企業等の事業継続や雇用維持を図っていくために、令和4年度当初及び令和3年度1月補正で計上した予算を一体的に執行することにより、厳しい経営環境に置かれている事業者の支援につなげることとする。

- ③ 地域共生社会の実現に向け、令和4年度当初予算で拡充した町内会連合会や地域内連携協議会等への支援メニューの活用状況等を踏まえ、さらなる財政支援の充実に向けた検討を進める。

また、第2期「高知市地域福祉活動推進計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、「重層的支援体制整備事業」の本格実施に併せて、高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の「相談支援」と「地域づくり」に一体的に取り組むなど、庁内外の関係部署等との連携体制をさらに強化する。

加えて、令和元年度から取り組んできた「ほおっちょけん相談窓口」の全市展開や、令和2年1月から運用を開始した地域の生活支援情報を地図上で見える化し、各分野の情報を一元的に提供する「高知くらしつながるネット（愛称Licoネット）」の利用促進などに取り組むことで、地域住民の支え合いによる地域福祉の推進を図ることとする。

- ④ 施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」に基づく「高知市強靱化アクションプラン」における施策の取組内容や重要業績指標の目標値を踏まえて具体的な事業に取り組むこととする。

南海トラフ地震対策の総仕上げに向けて、消防分団屯所の整備や住宅の耐震化促進等のハード対策、さらに自主防災組織の育成や避難行動要支援者対策のほか、守った命をつなぐ対策として、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄などのソフト対策に全庁を挙げて取り組むこととする。

特に、高齢者や障害者などの避難時に配慮を要する方々の避難支援対策に重点的に取り組み、災害関連死ゼロを目指すため、避難所におけるトイレ環境対策として、マンホールトイレの整備を推進する。

- ⑤ 「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる2060年の本市人口28万人の堅持に向け、「第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」の着実な実施を図ることとする。

「れんけいこうち広域都市圏」では、本市がけん引役を果たしながら、圏域市町村が連携することにより、スケールメリットやシナジー効果を発揮し、共通課題に対する施策を効率的・効果的に進めるとともに、令和4年度末で計画期限を迎える現行ビジョンに続く、新たな圏域づくりの指針となる「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン（令和5年度～令和9年度）」の策定に向け取り組む。

また、移住・定住の促進に向け、引き続き二段階移住を推進するとともに、「第2期高知市移住・定住促進計画」に基づき、情報発信の強化やよさこい移住の推進、若者世代のUIターン等の促進のほか、新たに活動を開始する地域おこし協力隊と連携し、長浜・御畳瀬・浦戸地域の振興策に取り組む。

観光振興については、高知県が実施する「観光トク割キャンペーン」や「Go To トラベルキャンペーン」など、国・県の大型誘客施策を見据え、旅行業の中でも回復基調の鈍い団体旅行に着目した誘客割引策の実施などにより、観光需要の創出効果をさらに高め、関連産業に波及させるため、県市連携で観光誘客施策に取り組むこととする。

また、新たな指定管理者による「桂浜公園」の包括的な管理運営が開始されることから、指定管理者と連携し、商業施設のリノベーションなどを推進するとともに、関係者によるエリアマネジメント組織を結成し、協働による賑わい創出イベントを開催するなど、桂浜公園の再生に向けた取組を着実に推進する。

子育て支援については、子ども・子育て支援新制度による「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、地域子ども・子育て支援事業等の計画的な実施に加え、保育料軽減や子ども医療費助成などの独自施策の展開により、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進するとともに、令和5年度に設置が予定される「こども家庭庁」など国の動向も踏まえ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策等に積極的に取り組むこととする。

- ⑥ 「高知市財政健全化プラン」において、平成30年度から令和4年度までの5か年で見込まれた117億円の収支不足については、令和2年度決算の実質収支の黒字が確定したことなどにより、22億円まで縮小を図ることができたが、財政調整基金等がほぼ枯渇するなど厳しさは増してきている。

このため、「高知市財政健全化プラン」に基づき、企業版を含むふるさと納税の推進やクラウド・ファンディングの活用等をはじめとする税外歳入の確保とともに、徹底した歳出の削減に着実に取り組み、収支及び将来負担の健全化を図るために設定した目標値にも留意しながら、財政健全化に取り組むこととする。

- ⑦ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- ⑧ 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握し、必要に応じて補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。
- ⑨ 国が推進するデジタル社会の実現に向けては、住民に身近な行政サービスを担う基礎自治体としての本市の役割が極めて重要であり、行政サービスや業務そのもの、組織・プロセス等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の着実な推進が求められている。

このため、行政手続のオンライン化や各種証明書のコンビニ交付サービス等に積極的に取り組み、住民の利便性を向上させるとともに、情報システムの標準化やAI・RPA等の活用により内部事務の効率化を図り、人的資源を企画立案業務や住民への直接的なサービスなどの職員でなければできない業務に振り向け、行政サービスのさらなる向上につなげていくこととする。

- ⑩ 職員が自らの能力を発揮し、意欲的に業務に従事することで、業務の質の向上や効率化につながることを踏まえ、職員が健康で生き生きと業務に従事できる職場づくりのための取組として、時間外勤務の縮減など、働き方改革を推進することが重要となっている。

本市ではこれまでも、時間内での業務遂行を基本とし、時間外勤務の縮減の取組を進めてきたところであるが、平成31年4月施行の改正労働基準法の趣旨を踏まえ、時間外勤務の上限規制について条例・規則の改正を行い、令和2年4月から施行しており、「時間外勤務の縮減に関する指針」に基づき、働き方改革を推進し、健康で活力のある職場づくりによる公務能率の向上に取り組むこととする。

2 重点事項

(1) 新型コロナウイルス対策

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
- ・「第69回よさこい祭り」をはじめとする観光イベント開催に向けた支援
- ・学校等の避難所における衛生用品の確保
- ・アフターコロナを見据えた関東圏をターゲットとした誘客プロモーションの展開
- ・中小企業等の事業継続に向けた各種支援の推進
- ・地元畜産物の学校給食用食材としての活用による事業者支援の推進
- ・保育士や放課後児童クラブ支援員等の業務負担軽減に向けたICTを活用した機器導入等の推進

- ・臨時休業となった際のオンライン授業等を想定したモバイルWi-Fiルーターの確保
- ・タブレット端末の使い方等に関する問い合わせに対応するサポートセンター機能の拡充
- ・民営保育所等で働く保育士等の処遇改善に向けた取組に対する支援
- ・市立保育所での保育士等の業務負担軽減に向けたICT機器導入等の推進

(2) 高知市型共生社会の実現

- ・市民主体の地域づくりに対する支援としての市税1%還元に向けた取組の推進
- ・「重層的支援体制整備事業」を活用した「包括的な支援体制」の構築
- ・集落活動センター（鏡梅ノ木・春野町仁ノ）の整備及び住民活動への支援
- ・地域福祉コーディネーター等との連携による「ほおちょけん相談窓口」の全市展開
- ・木村会館の耐震補強及び大規模修繕工事の着実な推進
- ・地域おこし協力隊との連携による長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画の推進

(3) 南海トラフ地震対策

- ・外部支援の受入れに備えた「受援計画」の策定
- ・拠点での支援物資の「荷下ろし・積み込み・仕分け等」を円滑に行うため必要となる資機材等の整備
- ・災害関連死を防ぐためのマンホールトイレ整備の推進
- ・地域の関係者との連携による避難行動要支援者対策の推進
- ・大規模盛土の危険性を把握するための調査の実施
- ・商店街施設の耐震改修工事等に対する支援
- ・旭駅周辺地区の整備促進
- ・断水被害の軽減に向けた水道管路の耐震化推進

(4) 重点施策

○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

【共生の環】

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備等の促進
- ・鏡川流域における「関係人口」創出に向けた取組
- ・住宅建築などに合わせた市民要望に対する速やかな下水道整備による水洗化の促進
- ・下知地区の浸水被害の軽減を図る下知ポンプ場の建て替え工事の推進
- ・施設の延命化に向けた清掃工場長寿命化整備事業の推進
- ・管理型産業廃棄物最終処分場の建設費用に対する応分の負担
- ・東部環境センターの長寿命化整備
- ・脱炭素化に向けた公共施設等における照明のLED化推進

【安心の環】

- ・生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ伴走型支援策の展開

【育みの環】

- ・人口動態等を踏まえた保育所等の在り方の検討
- ・新たに開始する通所型を含む産後ケア事業の実施による負担感及び不安感の軽減
- ・多胎家庭への育児サポーター派遣による支援の充実
- ・民営保育所保育士の業務負担の軽減等を目的とした民営保育所保育補助者雇上事業補助の実施
- ・「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」の着実な推進
- ・トイレの洋式化・乾式化やバスケットゴール落下防止対策等の小中学校等の施設整備を推進
- ・文化プラザ長寿命化整備の推進

【地産の環】

- ・春野町仁ノ地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・（仮称）高知布師田団地整備の推進

【まちの環】

- ・第二期「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・丸ノ内緑地、藤並公園及び横堀公園の再整備の推進
- ・愛宕町北久保線（愛宕町工区）をはじめとする3街路の整備促進
- ・住宅の耐震化対策の促進
- ・消防指令システムの共同運用に向けた整備

【自立の環】

- ・行政手続のオンライン化の推進

(5) 信頼される市政の確立

- 組織改革、人事制度改革、職員の意識改革への徹底した取組
 - ・組織マネジメントの向上を図り、組織内目標の達成に向けた取組
 - ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
 - ・人材育成基本方針に基づく組織力の向上
 - ・職員提案制度による職員の意識改革及びさらなる業務効率化に向けた取組
 - ・人事考課制度による職員の能力向上
 - ・正職員、会計年度任用職員ともに、全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
 - ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組
- 定期監査及び包括外部監査における指摘事項等を踏まえた適正な事務処理の徹底
- 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底
- 不祥事の防止につなげる様々な改善策の徹底
- 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底
- 文書管理規程に沿った適正な文書事務の実施
- 個人情報保護、情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底
- 指定管理者選定手続ガイドライン及び業務評価指針に基づく適切な対応
- 高知市公共調達条例の規定に基づく入札・契約事務の適正な執行
 - ・条例該当契約及び協定に係る事務（対象労働者への周知、労務台帳の作成・提出等）の徹底
 - ・入札・契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性の確保・向上
 - ・契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定
 - ・調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
 - ・公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 毎月5日の「交通安全を確認する日」の徹底等、庁内における交通安全対策の推進
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底
- 業務量調査結果等に基づく新定数管理計画の策定

(6) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 新型コロナウイルス及びウクライナ情勢等による経済への影響や、市税や国保料等をはじめとする歳入動向の注視
- 地方交付税等、地方財政対策や経済対策など、国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底
- 流用等予算執行に係る事前協議の徹底

(7) 事業実施に当たっての留意事項

（まちづくり方針・事業計画等）

- 総合計画後期基本計画第1次実施計画の着実な実施
- 総合戦略の着実な推進
- 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進
- 財政健全化プランの推進
- 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進

（行政事務等）

- 部局内ミーティングの徹底
- 関連部局との調整
- 公平・公正・透明性の確保
- 説明責任と住民対応
- 行政手続法・条例の適切な運用

- 地域アクションプランへの対応
- 新まちづくり計画の着実な実施
- 過疎地域持続的発展計画の着実な実施
- 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施
- 地域福祉活動推進計画の推進
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実施
- 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針への対応
- 高知市PPP／PFI優先的検討規程に基づく事業実施手法の適切な選択
- 女性の視点の活用
- 市民参画・協働によるまちづくり
- ユニバーサルデザインの視点
- 地産地消・地場産品の使用
- 観光振興計画の推進
- 桂浜公園整備基本計画の推進
- 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用
- 公共施設再配置計画及び長期保全計画の推進
- 人権尊重のまちづくり条例の推進
- 行政不服審査法・条例の適切な運用
- パブリックコメントへの対応
- 事業の進行状況の適切な報告
- 県との連携調整
- 事務事業見直しの着実な実施
- キャッチボール型広聴広報の推進

3 予算執行に関する基本方針

(1) 歳入に関する事項

○ 全般

- ・歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに、徴収率向上に努め、市民負担の公平を期する。
- ・繰越調定の遺漏や、過年度で調定収入することのないよう適正を期する。
- ・土地の分割や随意契約などの手法も取り入れて未利用地の貸付けや売払い、広告収入の確保を積極的に進める。
- ・企業版を含むふるさと納税やクラウド・ファンディング等の収入を確保する。
- ・債権管理条例に基づき、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保する。

○ 国・県支出金

- ・制度改正等情報収集に努めるとともに、要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられなくなるような事態とならないよう留意する。

○ 財産収入

- ・広告収入の確保や定期借地権を利用するなど、財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図るとともに、財産の貸付についても、必要に応じて入札の導入等歳入増への取組を推進する。
- ・売り払い可能財産については、広報紙やホームページ等を利用した入札の周知に努めるほか、インターネットオークション等を活用し、積極的な売払いを推進する。

○ 市債

- ・実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、財政健全化プランにおいて設定した数値目標に基づき、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

(2) 歳出に関する事項

○ 業務の適正な執行

- ・年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕費や手数料で執行しないよう留意する。
- ・国の補正予算を積極的に活用し、令和3年度に公共事業を一部前倒ししたことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・工事、役務、物件等の調達に当たっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達条例の理念に基づき、契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。また、調査・設計業務等も含めた全工程の計画的な実施や、工事に係る積算の前倒し等を行うことにより、可能な限り発注・施工時期の平準化を図る。
- ・入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づく的確な価格の設定を行う。
- ・障害者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を適用した随意契約による調達に当たっても、十分に考慮する。
- ・予算を漫然と執行するのではなく、事業目標を達成しつつも、効率的かつ最小限の支出とする。

○ 食糧費

- ・懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、情報公開センターに回付して、公開する。
- ・予算に計上していないものや、予算執行方針の運用基準に該当しないものについては、財政課と事前協議を行う。

○ 補助金・負担金

- ・交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。